



金 沢 市 公 報

号外第3号の4

令和3年(2021年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 条 例

○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 1

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第30号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第66条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第8項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附則第10条の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第11条の前の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から平成32年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22

条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「額）」を「額。以下この条において同じ。）」に、「額を」を「額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」に改める。

附則第16条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第17条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第19条中「第13項、第18項、第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項」を「第10項、第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項若しくは第39項」に改める。

附則第19条の3第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第19条の3の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第19条の3の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条の3の8第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第68条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限

り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第68条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第19条の3の9中「第4項」を「第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年6月6日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和3年(2021年)3月31日 印刷
令和3年(2021年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄